（一覧表３）

複数の者を対象とする行政指導に係る共通してその内容となるべき事項

［留意点］
〇行政指導の概要
　行政指導の目的、対象行為、行政機関として相手方に要請する事項などを記載
〇公表方法～ホームページへの掲載、公報登載、掲示場への掲示、新聞掲載、パンフ配布など具体的に記載
〇備　　考～指導要綱等の策定・通知年月日、経由機関などを記載

No	所属	担当課	電話	指導要綱名 （運用通達･通知名）	根拠条項 （行政指導部分）	行政指導の概要 （行政機関として相手方に要請する事項など）	公表方法	ホームページ	備考
1	総務部	教育・法人局 学事課	011-231-4111 （内線22-512）	私立学校等の設置等認可に係る事務手続きについて	同左	要綱に基づいて、期限までに各書類の提出を求めるもの	文書通知	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gki/0405_pl1.htm	平成26年 ４月16日通知
2	総務部	教育・法人局 学事課	011-231-4111 （内線22-512）	私立幼稚園に係る認可申請及び届け出等の事務手続要領	同左	要綱に基づいて、期限までに各書類の提出を求めるもの	文書通知	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gki/0405_pl1.htm	平成26年 ４月16日通知
3	総務部	教育・法人局 学事課	011-231-4111 （内線22-512）	専修学校（各種学校）に関する認可・届け出等の事務手続き	同左	要綱に基づいて、期限までに各書類の提出を求めるもの	私立専修学校事務の手引配布	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gki/0405_pl1.htm	平成25年 ３月発行
1	総合政策部	計画局 土地水対策課	011-231-4111 （内線23-742）	ゴルフ場開発の規制に関する要綱	第３ 基本的考え方	次に掲げる要件のいずれかに該当する市町村の区域における開発事業については、当分の間、これを認めないものとする。ただし、国若しくは道の定めた開発計画等において位置付けられている開発事業又は地域の振興若しくは発展に著しく寄与し、かつ、地域の自然及び生活環境を損なわないものとして市町村長が認める開発事業については、この限りでない。 (1) 既設又は造成中若しくは法令に基づく許認可申請中のゴルフ場の数が３以上存する市町村 (2) 既設又は造成中若しくは法令に基づく許認可申請中のゴルフ場の面積が、当該市町村の面積のおおむね１パーセント以上を占める市町村	(1)平成２年11月15日北海道公告号外 (2)平成28年7月19日公告（掲示場掲示） (3)ホームページ	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/4/7/8/7/2/9/2/_/golufu.pdf	
2	総合政策部	計画局 土地水対策課	011-231-4111 （内線23-742）	ゴルフ場開発の規制に関する要綱	第５ 事前協議	１　開発事業者は、当該開発事業に係る関係法令に基づく許認可等の申請等の手続の前に、当該開発事業の計画について、あらかじめ知事に協議するものとする。 ２　前項の協議は、別記様式の事前協議書により行うものとし、当該開発区域に係る市町村を所管する総合振興局長又は振興局長を経由して知事に提出するものとする。 ３　知事は、事前協議書の提出があったときは、当該開発区域に係る市町村長の意見を求めるものとする。 ４　知事は、事前協議を行うに当たっては、１市町村１開発事業ごととし、当該開発区域に係る市町村の事前協議が終了するまで、次の事前協議を行わないものとする。 ５　知事は、事前協議書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を総合振興局長又は振興局長を経由して開発事業者及び当該開発区域に係る市町村長に通知するものとする。			
3	総合政策部	計画局 土地水対策課	011-231-4111 （内線23-742）	ゴルフ場開発の規制に関する要綱	第６ 再度の事前協議	開発事業者は、第５第５項の通知のあった日から起算して２年を経過する日までに、正当な理由がなく関係法令の規定による許認可等の申請又は届出を行わない場合は、当該開発事業について改めて知事に協議をするものとする。			
1	環境生活部	環境保全局 環境政策課	011-204-5187 （内線24-211）	北海道飲用井戸等衛生対策要領	第４ 衛生確保対策	設置者等（飲用井戸等を設置しようとする者又は設置者若しくは管理者）に対し、飲用井戸等の衛生確保を求める。 １ 実態の把握 ２ 衛生管理等 （１）衛生対策 （２）施設の構造 （３）維持管理 ３ 定期及び臨時の水質検査等 ４ 汚染防止対策 ５ 汚染が判明した場合の措置	ホームページ	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/suidou/ido/innyouuido.htm	H元.5.1施行

2	環境生活部	環境保全局 環境政策課	011-204-5187 （内線24-211）	北海道湧水施設衛生対策要領	第４ 衛生確保対策	設置者等（湧水施設の設置者又は管理者）に対し、湧水施設の衛生確保を求める。 １ 実態の把握 ２ 衛生管理等 （１）衛生対策 （２）施設の構造 （３）維持管理 ３ 定期及び臨時の水質検査等 ４ 汚染が判明した場合などの措置	ホームページ	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/2/4/1/6/0/7/4/ /yuusuiyouryou2604.pdf	H17.3.11施行 （H22.8.25一部改正施行）
3	環境生活部	くらし安全局 道民生活課	011-231-4111 （内線24-181）	北海道におけるＮＰＯ法の運用方針	特定非営利活動促進法第10条第１項 （設立認証） ※法第34条第３項において準用する場合を含む。	○行政指導の目的 ＮＰＯ法人の自主性と自律性を尊重し、その健全な発展を図るために、法定要件である「主たる目的性」及び「非営利性」への適合性の判断にあたり必要不可欠な最低限の運用上の基準を認証時に適用する「認証基準」と法人運営時に適用する「監督基準」の２つに明確化し、より一層の透明性の確保を図ることを目的とする。 ○対象行為 ・特定非営利活動法人の設立認　証申請時及び特定非営利活動法人の合併の認証申請時 ・特定非営利活動法人が法令等に違反する疑いがあると認められる相当の理由があるとき ○行政機関として相手方に要請する事項 ・特定非営利活動法人が法令等に違反する疑いがあると認められる相当の理由があるときは、報告徴収又は立入検査を行う。	ホームページ	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/npo/kyoudou-10kannrennhourei.html	H17.5.20策定
	環境生活部	くらし安全局 道民生活課	011-231-4111 （内線24-181）	北海道におけるＮＰＯ法の運用方針	特定非営利活動促進法第41条第１項 （報告徴収等）				
1	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	011-231-4111 （内線26-192）	岩石採取計画認可要綱	第３条	法第33条又は第33条の５の認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新規計画等については、道及び市町村長と事前に協議を行うこと。	(1)要綱の配布 (2)ホームページ	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sidouhoan.htm	H9. 4. 1策定
2	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	011-231-4111 （内線26-192）	岩石採取計画認可要綱	第４条	申請者は、新規計画については、必要に応じ、採取地の近隣の自治会等に事前に周知するとともに、採取場から300mの範囲内に人家等がある場合は、災害防止措置等を講じること。			
3	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	011-231-4111 （内線26-192）	岩石採取計画認可要綱	第５条	採取計画は、環境等に十分配慮すること。			
4	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	011-231-4111 （内線26-192）	岩石採取計画認可要綱	第７条	申請者は、長期にわたって継続的に採取を予定している場合は、申請書に岩石採取全体計画書を添付すること。			
5	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	011-231-4111 （内線26-192）	岩石採取計画認可要綱	第８条	申請者は、採取跡地の緑化計画書等を認可申請書又は変更認可申請書（以下「申請書」という。）に添付すること。			
6	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	011-231-4111 （内線26-192）	岩石採取計画認可要綱	第９条	申請者は、採取に伴う跡地整備の履行を保証する書類を申請書に添付すること。			
7	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	011-231-4111 （内線26-192）	岩石採取計画認可要綱	第１０条	申請者は、過去５年間に認可を受けた採取場がある場合は、跡地整備等の状況を示した写真等を申書に添付すること。			
8	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	011-231-4111 （内線26-192）	岩石採取計画認可要綱	第１１条	申請者は、着手予定日等の60日前（休日の日数を除く）までに申請書を提出すること。ただし、事前協議が不調などに終わった場合は、90日前（休日の日数を除く）までに提出すること。			
9	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	011-231-4111 （内線26-192）	岩石採取計画認可要綱	第１２条	申請書は、正本１通、副本１通及び副本の一部１通を提出すること。			
10	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	011-231-4111 （内線26-192）	岩石採取計画認可要綱	第１５条	認可に係る岩石の採取期間は、原則３年以内、支障がなない認める採取場は、５年以内とする。			
11	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	011-231-4111 （内線26-192）	岩石採取計画認可要綱	第１６条	採取計画の認可を受けた者は、採取に着手した日から１週間以内に「岩石採取着手届を提出すること。			
12	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	011-231-4111 （内線26-192）	岩石採取計画認可要綱	第１７条	法施行令第１条で定める業態のものを行う者は、事業開始日の２０日前までに「岩石採取（適用除外）届」を提出すること。			
13	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	011-231-4111 （内線26-192）	岩石採取計画認可要綱	第１８条	採取計画の認可を受けた者は、採取着手日から６箇月ごとに「岩石採取進ちょく状況報告書」等を提出すること。			

14	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	011-231-4111 （内線26-192）	岩石採取計画指導方針	1	採掘方法は、原則として階段採掘法とすること。	(1)要綱の配布 (2)ホームページ	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sidouhoan.htm	H9. 4. 1策定
15	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	011-231-4111 （内線26-192）	岩石採取計画指導方針	2	災害防止施設等の設置に必要な十分な用地等を確保すること			
16	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	011-231-4111 （内線26-192）	岩石採取計画指導方針	3	採取区域の測量に設置した測量くいは原則として残しておくこと			
17	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	011-231-4111 （内線26-192）	岩石採取計画指導方針	4	採取地の現況が農地以外の場合は、そのことを示す証明書を添付すること			
18	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	011-231-4111 （内線26-192）	岩石採取計画指導方針	5	要綱第４条第２項で定める災害防止措置及び災害防止協定等の具体的な内容			
19	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	011-231-4111 （内線26-192）	岩石採取計画指導方針	6	跡地の緑化計画は、採取の終了部から逐次緑化する計画で、緑化のための十分な方策が講じられており、資金計画書との間に整合性があること			
20	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	011-231-4111 （内線26-192）	岩石採取計画指導方針	7	跡地の緑化を行わない計画は、採取跡地が利用目的に従って確実に利用される見込みがあり、資金計画書との間に整合性があること			
21	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	011-231-4111 （内線26-192）	岩石採取計画指導方針	8	要綱第９条第１項の組合の要件			
22	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	011-231-4111 （内線26-192）	岩石採取計画指導方針	9	要綱第９条第２号の連帯保証人の要件			
23	経済部	資源エネルギー局 資源エネルギー課	011-231-4111 （内線26-192）	岩石採取計画指導方針	10	要綱第９条第２号の保証人の保証能力の判定基準			